② 異工種ＪＶの橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③ 地域ＪＶの橋梁下部工の施工を担当する構成員のうち１者以上は、九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑸ 平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（地域ＪＶは除く））

① 単体企業

㋐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒ 最大支間長が25m以上であること。

㋓ 架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

㋔ 基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上の工事の施工実績を有すること。

㋐～㋔までの要件をすべて満たす工事の経験を有し、㋐～㋓は同一工事、㋔は別件工事でも良い。

②－１ 異工種ＪＶの橋梁上部工を施工する者

㋐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒ 最大支間長が25m以上であること。

㋓ 架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

㋐～㋓について同一工事とする。

②－２ 異工種ＪＶの橋梁下部工を施工する者

㋔ 基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上の工事の施工実績を有すること。

③－１ 地域ＪＶの橋梁上部工を施工する者

㋐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒ 最大支間長が25m以上であること。

㋓ 架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

㋐～㋓について同一工事とする。

③－２ 地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数が1200点以上の者）

㋔ 基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上の工事の施工実績を有すること。

③－３ 地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数を求めない者）

㋕ 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹ 次に掲げる⒜～⒟までのいずれかを満たす設計技術者を当該詳細設計業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者及び照査技術者をいう。ただし、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

⒜ 技術士（総合技術監理部門、建設関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⒝ 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⒞ ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⒟ 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は１級）。

⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、異工種ＪＶ・地域ＪＶ（乙型）により参加する者は、担当工事分野ごとに、配置予定技術者を専任で配置できること。なお、地域ＪＶ（甲型）で⑸③－３に該当する者の配置予定技術者は、専任であることを要しない。

【単体企業の場合】

・橋梁上部工を施工する配置予定技術者

① 建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

② 平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。１人の主任（監理）技術者が上記⑸①同種工事の全ての要件を満たさなければならない。但し、橋梁上部工と橋梁下部工毎に、別々の主任（監理）技術者を配置する場合は、上記⑸①に掲げる同種工事の㋐～㋓の要件を満たさなければならない。

・橋梁下部工を施工する配置予定技術者

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。１人の主任（監理）技術者が上記⑸①同種工事の全ての要件を満たさなければならない。但し、橋梁上部工と橋梁下部工毎に、別々の主任（監理）技術者を配置する場合は、上記⑸①に掲げる㋔の要件を満たさなければならない。

【異工種ＪＶの場合】

・橋梁上部工を施工する配置予定技術者

① 建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

② 平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸②－１に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

・橋梁下部工を施工する配置予定技術者

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸②－２に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

【地域ＪＶの場合（甲型）】

・橋梁上部工を施工する配置予定技術者

① 建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

② 平成13年度以降に、元請けの技術者として、いずれか１人の主任（監理）技術者が上記⑸③－１に掲げる同種工事の経験を有する者であること。